

「西宮市危機管理指針」
及び
「西宮市危機管理計画」

補足資料

Version 2.3

【目次】

●「危機管理」とは？	1
●西宮市における「危機」の分類と対応計画	1
●「危機事案」の分類について	2
●「危機事案レベル」の設定	2
●本市の危機管理体制	3
～ポイント①：「トップダウン」～	3
～ポイント②：「主管局中心の対応」～	3
●危機管理監の位置付け	4
●個別危機管理マニュアルの考え方	4
①指定危機事案の個別危機管理マニュアル	4
②一般危機事案の個別危機管理マニュアル	5

●「危機管理」とは？

「危機管理」という言葉の定義は様々ですが、一つの解釈として次のように言われています。

「危機管理」＝ 非日常的な危機事態に対して組織がとる対策と手順全般

2つの概念

【リスクマネジメント(Risk management)】

危機事態の発生要因及びその影響をある程度予測して、そのリスクに対する備えや抑止の方法を取ること。

＝未然防止のための危機管理

【クライシスマネジメント(Crisis management)】

危機事態が発生した場合の対処方法に関すること。

＝発生時対応の危機管理

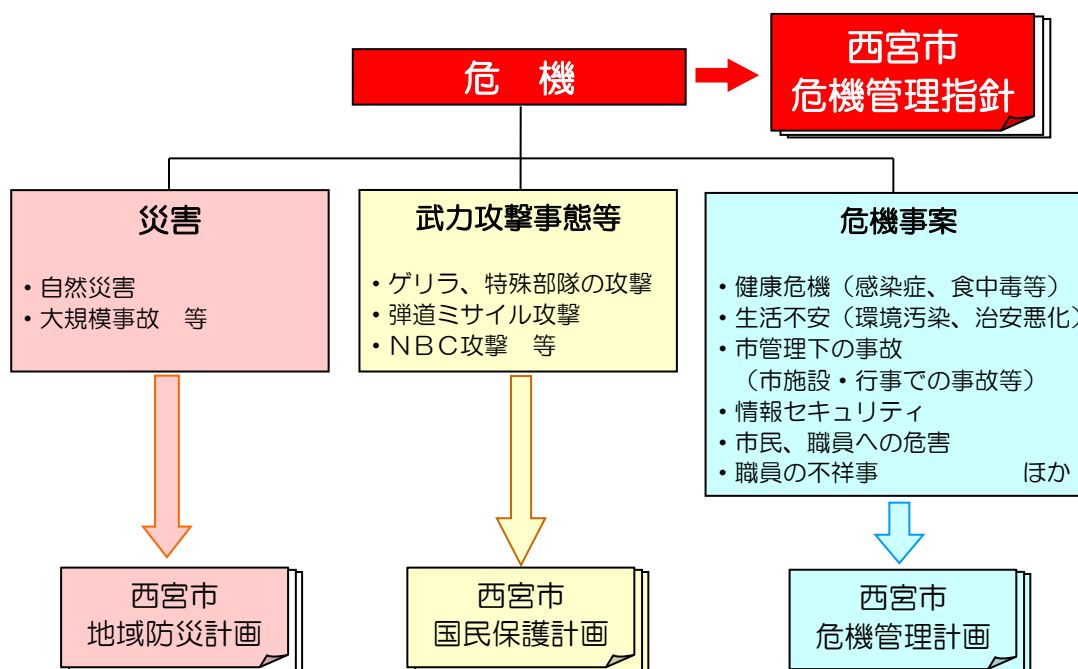
●西宮市における「危機」の分類と対応計画

本市における「危機」とは、

- ・「市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態」
- ・「市民生活に不安や不信を与える事態」
- ・「行政の信頼又は信用を大きく損なう事態」

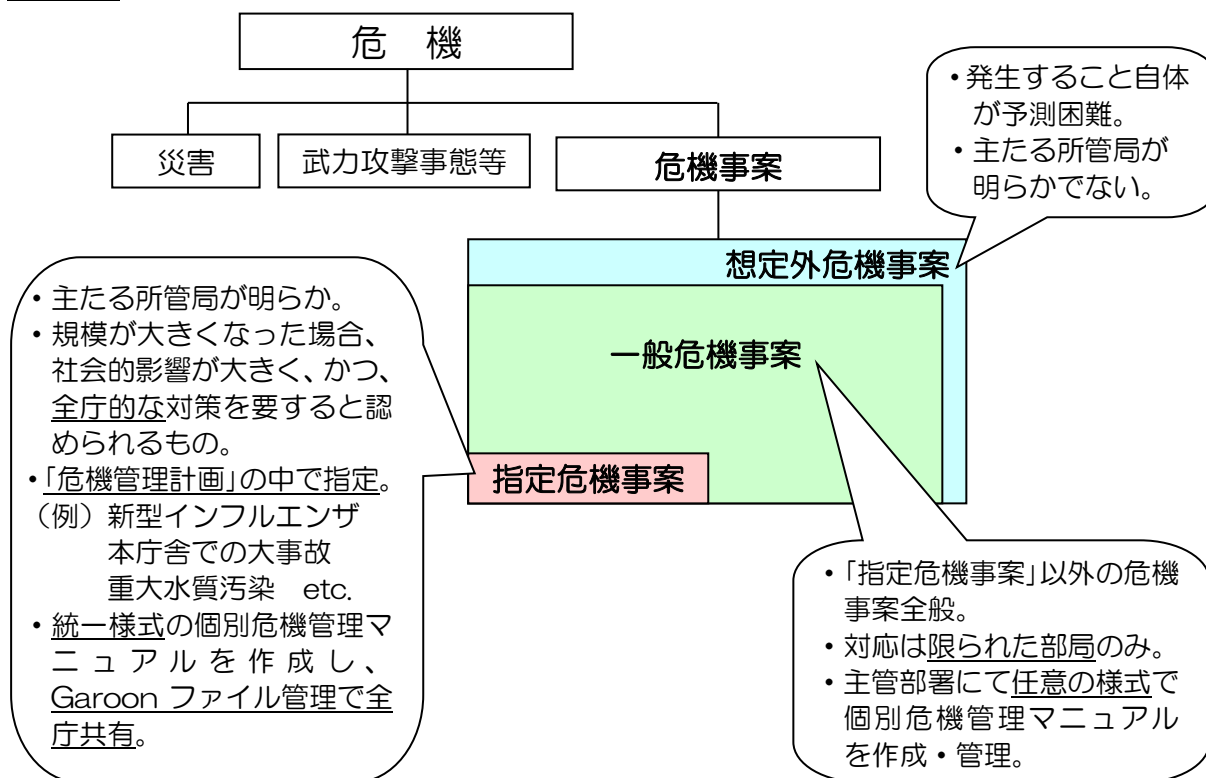
をいい、「西宮市危機管理指針」では、これを「災害」、「武力攻撃事態等」、それ以外の全ての危機である「危機事案」の3つに大別して定義しています。

そして、それぞれについての対応計画として「地域防災計画」、「国民保護計画」、「危機管理計画」を定めています。



● 「危機事案」の分類について

西宮市危機管理指針では「災害」、「武力攻撃事態等」以外の全ての危機を「危機事案」と定義しましたが、「危機事案」は、その種類も程度も非常に多岐にわたります。西宮市危機管理計画では、「危機事案」をさらに「指定危機事案」、「一般危機事案」、「想定外危機事案」の3つに分類しています。



● 「危機事案レベル」の設定

西宮市危機管理計画では、「危機事案レベル」を、その状況や被害の規模に応じて、次の3段階に分類するものとしています。

危機事案レベル	定義
レベル1 (通常業務の範囲内)	通常業務の範囲内で対処が可能な規模の危機事案。
レベル2 (通常業務の範囲を超える危機事案)	通常業務の範囲内では対処が困難な規模の危機事案。
レベル3 (甚大な規模の危機事案)	状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要な危機事案。

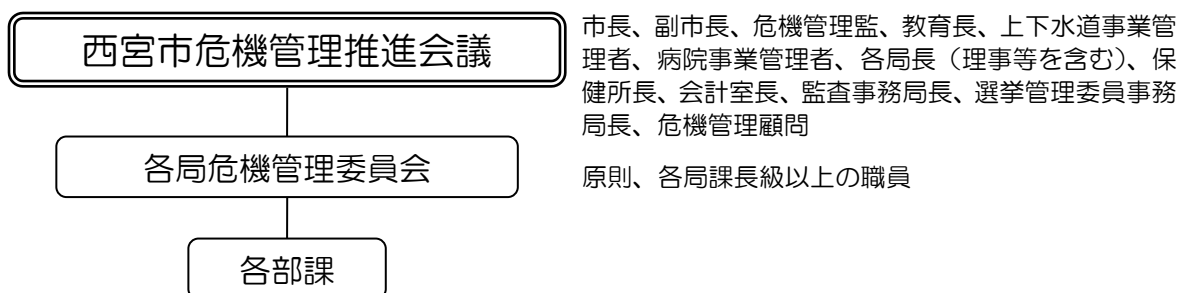
なお、規模によっては全庁的な対応が必要となる「指定危機事案」は、レベルの設定及びレベル毎の対応を個別危機管理マニュアルに定めることを義務付けています。「一般危機事案」は、全庁的な対応が必要とならないことが前提であるため、原則、この3段階の分類は該当しません。

●本市の危機管理体制

～ポイント①：「トップダウン」～

「危機管理」では、平常時からの取り組みに加え、いざと言う時に、計画に定められたことを迅速に実行し、時には職員一人ひとりの臨機応変な対応が求められますが、何よりも重要なことは、市長以下、全職員が危機管理について統一した認識を持ち、「トップダウン」で危機管理意識の向上及び危機管理体制の構築を推進していくことです。

この観点から、平成 21 年度以降、局長級以上の幹部職員による危機管理についての情報共有及び意識統一の場として、「西宮市危機管理推進会議」を開催し、また、各局課長級以上の職員による危機管理に関する情報共有、意識啓発及び体制の整備強化を図る場として、「各局危機管理委員会」を局毎で自主的に開催するなど、平常時からのトップダウン的な危機管理に重点をおいて推進してきました。

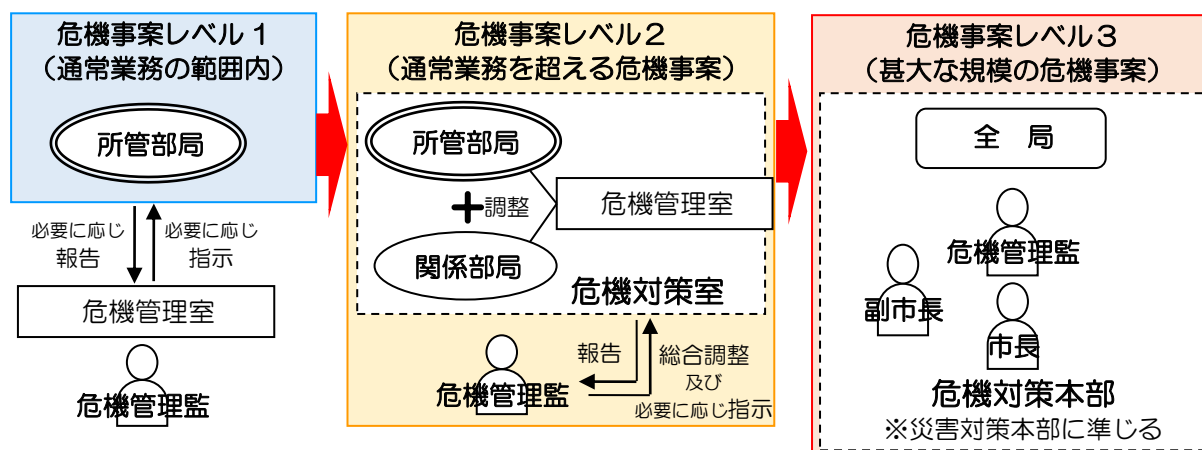


～ポイント②：「主管局中心の対応」～

危機の規模が大きくなれば、当然、全庁的な対応が必要となりますが、危機発生の予防や、危機が発生したときの対応の中心となるのは、あくまで「主管局」です。個別危機管理マニュアルの作成や情報収集、対策の検討・実施など、主管局・主管部署は責任を持った対応が求められます。

しかし、「指定危機事案」のように、「危機事案レベル」が2あるいは3になると、当然、主管局の対応のみでは追いつかないため、各局が連携して対応する必要がありますが、他局に求められる対応全てを主管局で把握・判断するのは困難を伴います。したがって、危機発生時の対応については、「主管部局の対応を中心」としたうえで、「他局との連携を常に意識」し、必要に応じて、危機管理室及び危機管理監が関係部局との調整を行うことが、本市の基本方針となっています。

この考え方にに基づき、指定危機事案発生時の対応体制は、3 段階の危機事案レベルに応じて、「所管部局」→「危機対策室」→「危機対策本部」の3 段階を原則としています。



●危機管理監の位置付け

危機管理監は、平常時から危機管理に関する事務をつかさどり、危機発生時には緊急的対応に関する事務を統括し、局長及びその他の職員を指揮監督する職責を担っていますが、その位置付けに関しては、西宮市危機管理計画の中で大きく次の点を定めています。

- 主な役割は、関係機関を含めた総合調整役。
- 危機発生時において、対応体制及び対応方針について指示・監督する権限を持つ。

指定危機事案において、レベル2の場合は、主管局を中心に「危機対策室」を設置しますが、危機対策室の「室長」はあくまで主管局の局長であり、主管局長が危機対策室を指揮・監督します。このとき、危機管理監は、危機対策室から逐次報告を受け、必要に応じて、総合的な調整や指示を行います。

なお、危機対策室が会議を開催する場合でも、状況により危機管理監が同席します。

危機事案が発生し、それが通常業務の範囲内（レベル1）であれば、危機管理監（あるいは危機管理室）への報告は必要ないとも言えますが、当該危機事案の種類や性質等によっては、規模拡大の恐れや社会的影響の大きさを考慮して、危機管理監（あるいは危機管理室）に適宜報告してください。なお、プレス発表する事案は必ず報告してください。もし報告すべきかどうか迷った場合は、念のため報告することを推奨します。

●個別危機管理マニュアルの考え方

①指定危機事案の個別危機管理マニュアル

指定危機事案については、規模によっては全庁的な対応が必要となるため、庁内で共有する必要があります。西宮市危機管理計画では、指定危機事案の個別危機管理マニュアルを作成する際のルールを次のように定めています。

- 主管局で作成する。
- 新規作成及び更新する場合は、危機管理室と協議のうえ作成する。
- 統一様式を用いる。（西宮市危機管理計画の巻末参照）
- 前述した 3段階の危機事案レベル設定及び対応体制（主管部局、危機対策室、危機対策本部）を必ず設定する。
- 新規作成及び更新した場合は、必ず危機管理室（災害対策課）に提出する。危機管理室（災害対策課）は、Garoonファイル管理（「危機管理」フォルダ→「危機管理マニュアル」フォルダ）に掲載し、庁内で共有する。

なお、4月の人事異動・組織改編の時期を目途に、危機管理室から時点修正の依頼をする予定としていますが、その時期に限らず、修正が必要な場合は、随時、修正のうえ、危機管理室（災害対策課）に提出してください。

②一般危機事案の個別危機管理マニュアル

一般危機事案については、指定危機事案と違って、作成上のルールを定めていません。西宮市危機管理計画や既存のマニュアルを参考にしながら、各所管部署及び関係部署で必要な内容を協議し、積極的に個別危機管理マニュアルを作成及び更新することを推奨します。

なお、マニュアルを作成するうえで助言等が必要な場合は、危機管理室にご相談ください。